

「ふくい健幸美食」 惣菜版 募集要項

1 目的

味付けや調理法によって健康に配慮した惣菜を募集し、ふくい味の週間（平成28年11月13日（日）～11月20日（日））を中心に各スーパーマーケットや直売所等で提供することで、県民の健康を食生活の面からサポートできる環境を整備することを目的とします。

2 募集内容

次の条件を満たす調理済食品（惣菜）を「ふくい健幸美食」として、募集します。

- 福井県内において製造又は販売するもの（単品）
- 調理形態：以下のとおり

〔煮物〕

対象食材：肉類、魚介類、大豆・大豆製品、卵類、野菜類、いも類、豆類、きのこ類、海藻類 ※料理全体の2/3以上が対象食材であること

認証基準：調理後の煮汁が塩分1.0%を超えないこと

ただし、甘味が強い煮物*（煮豆、甘露煮等）は対象としない
*調味料の炭水化物量が食塩相当量（ナトリウム換算）の8倍を超えるもの

〔揚げ物〕

対象食材：肉類、魚介類、大豆・大豆製品、いも類、かぼちゃ、レンコン

認証基準：調理後の衣重量が全体重量の40%*を超えないこと

ただし、衣をつけないもの（素揚げ、唐揚げ等）や揚げた後、味付けをするものは対象としない

*認証後、販売する商品は40%の2割（48%）までを許容範囲とする

〔炒め物・和え物・サラダ等〕

対象食材：野菜（いも類、きのこ類、藻類、大豆類以外の豆類も含む）

認証基準：以下3つの基準を満たすこと（1パック・1人前当たり）

①緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜 100～200g（生重量）
緑黄色野菜は野菜の総重量のうち10%以上を含むこと

②エネルギー150kcal 未満

③食塩相当量1g 未満

ただし、野菜ジュースなど液体状やペースト状のもの、細かく刻んだもの、調味料が別売りのものなど消費者が味付けをするものは対象としない

3 募集要件

ふくい味の週間（平成28年11月13日（日）～11月20日（日））の期間中の営業日は毎日「ふくい健幸美食」を提供してください。

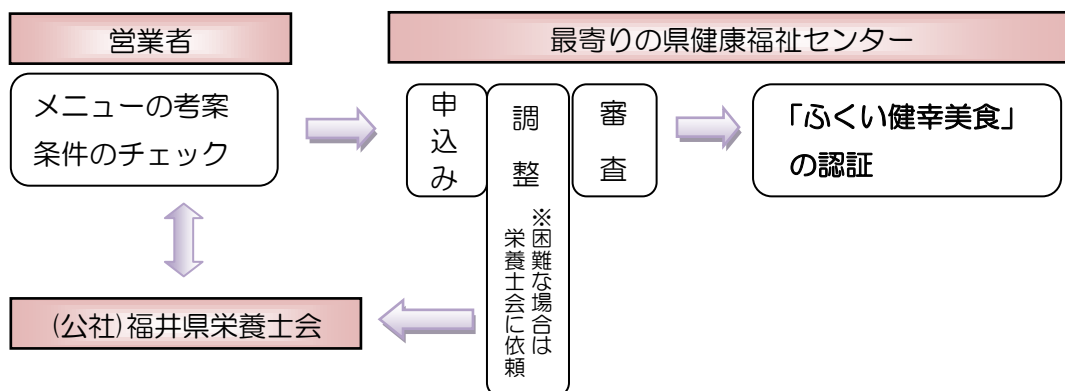
（期間終了後も、引き続き提供できる認証惣菜には「ふくい健幸美食」の名称を使用できます）

4 募集期間

平成28年8月1日（月）～9月16日（金）

※写真添付など最終的な書類提出は平成28年9月30日（金）までとしますので、
応募したい場合は9月16日（金）までに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

5 申請から登録までの流れ



6 申込・お問合せ先

最寄りの県健康福祉センター（保健所）「ふくい健幸美食」担当係

	施設名	所在地	電話番号
1	福井健康福祉センター 健康増進課	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-3429
2	坂井健康福祉センター 福祉健康増進課	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0609
3	奥越健康福祉センター 地域保健福祉課	大野市天神町1-1	0779-66-2076
4	丹南健康福祉センター 健康増進課	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
5	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市文京2丁目13-39	0778-22-4135
6	二州健康福祉センター 地域保健課	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
7	若狭健康福祉センター 地域保健課	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

7 申込方法

応募用紙に必要事項を記入の上、メニューの写真を添えて申し込んでください。
また、応募する惣菜（完成品）も応募用紙と合わせて、申込先へ提出してください。

8 応募に関するメリット

- 1) 無料で管理栄養士・栄養士（(公社)福井県栄養士会・県健康福祉センター）による栄養成分チェック、調理相談が受けられます。
- 2) 「ふくい健幸美食」に認証された惣菜は「メニューガイド」で、11月上旬から広報するとともに県ホームページ等に掲載します。
- 3) 「ふくい健幸美食」に認証された惣菜を販売する営業者には、「ふくい健幸美食」のロゴが入った普及啓発品を配布します。また、認証された惣菜をPRする際は、そのロゴを自由に使用できます。
- 4) 「ふくい味の週間」（平成28年11月13日（日）～20日（日））の協力店として様々なところで広報します。また、特色ある惣菜業者は、平成28年11月19日（土）、20日（日）に福井県産業会館で開催される「ふくい味の祭典」のブースにて、認証された惣菜の販売ができます。

9 注意事項

- 1) 「ふくい健幸美食」の名称は、前述の手続きを経て、各県健康福祉センターで認証したメニューにのみ使用できるものとします。
- 2) 認証された惣菜は、申込みと同時に「ふくい健幸美食」として、公表されることに同意したものとみなします。
- 3) 応募する店は、過去3年間、食中毒等による行政処分を受けていないことが条件となります。
- 4) 今回認証したメニューを提供する店は、年間を通じて新たなメニューの認証を受けることができます。
- 5) 今後の参考とするため、今回認証したメニューを提供する店は、その販売数について、計上できるようにしておいてください。（12月以降にアンケートを実施します。）